

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 4 月 12 日（火）第 302 号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 告

- 鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告
(雇用労政課取扱い) 1
- 落札者等の公告
(原子力安全対策課取扱い) 6

公 告

鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告

第47期鹿児島県労働委員会委員の任期が令和4年6月30日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、第48期鹿児島県労働委員会委員を任命するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者団体及び労働組合に対して次により候補者の推薦を求める。

令和4年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合
 - 使用者委員の候補者を推薦できる資格を有する使用者団体は、鹿児島県の区域内のみに組織を有しているものであること。
 - 労働者委員の候補者を推薦できる資格を有する労働組合は、鹿児島県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の鹿児島県労働委員会の決定を受けているものであること。
- 被推薦者の資格
労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- 第48期鹿児島県労働委員会委員の任期
令和4年7月1日から令和6年6月30日までの2年間
- 推薦に基づき任命する委員の数
使用者委員 5人
労働者委員 5人
- 推薦手続
候補者を推薦しようとするときは、次の書類を鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）に提出すること。
 - 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体
 - 使用者委員候補者推薦書（別記第1号様式）
 - 履歴書（別記第2号様式）
 - 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合
 - 労働者委員候補者推薦書（別記第3号様式）
 - 履歴書（別記第2号様式）
 - 労働組合法施行令第21条第3項に規定する都道府県労働委員会の証明書（鹿児島県労働委員会の証明書発行には10日間程度の期間を要する。）

6 推薦書類の受付期間

令和 4 年 4 月 15 日 (金) から同年 5 月 16 日 (月) まで (県の休日を除く。) とし, 受付時間はそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお, 送付の方法により提出する場合は, 令和 4 年 5 月 16 日の消印のあるものまで受け付ける。

別記

第1号様式

使用者委員候補者推薦書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
使用者団体名
代表者氏名

第48期鹿児島県労働委員会使用者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属会社（事業場）名及びその者の地位	略 歴

第2号様式

履 歴 書

ふりがな 氏 名			生年月日	昭・平 年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号	
			電話番号	
学 歴	年	月		
職 歴				
団体（組合） 役 員 歴				
賞 罰				

第 3 号 様 式

労働者委員候補者推薦書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所 在 地
労働組合名
代表者氏名

第48期鹿児島県労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所 属 労 働 組 合 名 及 び 所 属 者 の 地 位	所 属 職 場 及 び 所 属 者 の 地 位	略 歴

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 4 年 4 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（鹿児島県原子力災害時住民避難支援・円滑化システムとの連携に係る避難車両配車システム（D P N D）の機能設計・開発業務委託（S t e p 2）） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県危機管理防災局原子力安全対策課原子力防災対策係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 4 年 1 月 31 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社構造計画研究所
東京都中野区本町四丁目38番13号日本ホルスタイン会館内
- 5 随意契約に係る契約金額
111,760,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号該当